

岡山市建設工事最低制限価格の設定に関する要綱

令和4年3月29日財政局長決裁

令和4年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (3) 対象工事 最低制限価格設定の対象となる工事として次条に掲げるものをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 許容価格1億円未満の工事
- (2) 市長が特に必要があると認めた工事

(最低制限価格の決定方法)

第4条 最低制限価格は、対象工事の許容価格算出の基礎となった第1号から第4号までに掲げる額の合計額（小数点以下の端数を切り捨てた額とする。ただし、当該合計額が税抜き設計金額の100分の75未満の場合は、税抜き設計金額に100分の75を乗じて得た額、当該合計額が税抜き設計金額の100分の92以上の場合は、税抜き設計金額に100分の92を乗じて得た額。（いずれも小数点以下の端数を切り捨てた額））に、第5号に規定する算式により得られた数値を乗じて得た額（小数点以下の端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- (5) $1 + (0.0012 \times X + 0.00012 \times Y) \times Z$ X, Y及びZは入札時にシステムから発生させた数値とする。

2 再入札が行われる場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。

3 金入り設計書に誤りがあった場合は、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱第11条第1項第2号の規定により、設計金額及び最低制限価格を修正する。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、当該入札における落札者が決定した日からインターネット上の市のホームページに掲載することにより、一般の閲覧に供するものとする。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (平成25年6月28日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年8月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (平成27年3月23日財政局長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (平成28年6月16日財政局長決裁)

この要綱は、平成28年7月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (平成29年6月5日財政局長決裁)

この要綱は、平成29年7月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (令和元年5月30日財政局長決裁)

この要綱は、令和元年7月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (令和4年3月29日財政局長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日以後に公告する工事から適用する。